

公益法人中央果実協会業務方法書実施細則 新旧対照表

改 正	改 正 前
<p>(補助対象経費等) 第1条 業務方法書第4章第2節から第<u>1.5</u>節までの事業に係る補助対象経費、補助率及び採択要件等は、別表1から別表<u>1.5</u>までのとおりとする。</p> <p>(事業実施の手続等) 第2条 業務方法書に定める事業等の実施に係る手続及びその様式は、下表のとおりとする。</p>	<p>(補助対象経費等) 第1条 業務方法書第4章第2節から第<u>1.6</u>節までの事業に係る補助対象経費、補助率及び採択要件等は、別表1から別表<u>1.6</u>までのとおりとする。</p> <p>(事業実施の手続等) 第2条 業務方法書に定める事業等の実施に係る手続及びその様式は、下表のとおりとする。</p>

手続	様式番号
1～2 (略)	(別記様式10号、 <u>11号</u> 欠番)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>3 苗木安定確保対策事業のうち</u> 優良苗木生産推進事業	
(1) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 優良苗木生産推進事業補助金交付申請書	別記様式12-1号
(2) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 優良苗木生産推進事業実績報告兼補助金請求書	別記様式12-2号
(3) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 優良苗木生産推進事業実施状況報告書	別記様式12-3号
(4) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 優良苗木生産推進事業目標達成状況報告書	別記様式12-4号
(5) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 優良苗木生産推進事業における改善計画報告書	別記様式12-5号
(6) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 優良苗木生産推進事業収益状況報告書	別記様式12-6号
<u>4 苗木安定確保対策事業のうち</u> 果樹種苗増産緊急対策事業	
(1) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 果樹種苗増産緊急対策事業補助金交付申請書	別記様式13-1号
(2) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 果樹種苗増産緊急対策事業実績報告兼補助金請求書	別記様式13-2号
(3) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 果樹種苗増産緊急対策事業実施状況報告書	別記様式13-3号
(4) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況報告書	別記様式13-4号
(5) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 果樹種苗増産緊急対策事業における改善計画報告書	別記様式13-5号
(6) <u>苗木安定確保対策事業のうち</u> 果樹種苗増産緊急対策事業収益状況報告書	別記様式13-6号
<u>5 花粉安定確保対策事業</u>	
(1) <u>花粉安定確保対策事業</u> 補助金交付申請書	(略)
(2) <u>花粉安定確保対策事業</u> 実績報告兼補助金支払請求書	
(3) <u>花粉安定確保対策事業</u> 実施状況報告書	
(4) <u>花粉安定確保対策事業</u> 目標達成状況報告書	
(5) <u>花粉安定確保対策事業</u> における改善計画	
<u>6～13</u> (略)	(略)

(環境負荷低減チェックシート)

第2条の2 持続的生産強化対策事業実施要領 (令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号 農林水産省農産局長、畜産局長連名通知) 別紙3 果樹農業生産力増強総合対策 (以下「持続的生産要領」という。) 第6の4に基づき、事業実施者 (支援対象者がいる場合は支援対象者) は、事業実施計画の承認申請に当たって、環境負荷低減チェックシート (別紙1) に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で提出することとする。また、支援対象者からチェックリストの提出を受けた事業実施者は、各支援対象者が

手続	様式番号
1～2 (略)	(別記様式10号欠番)
<u>3 新品目・新品種導入実証等事業</u>	
(1) <u>新品目・新品種導入実証等事業補助金交付申請書</u>	<u>別記様式11-1号</u>
(2) <u>新品目・新品種導入実証等事業実績報告兼補助金支払請求書</u>	<u>別記様式11-2号</u>
(3) <u>新品目・新品種導入実証等事業収益状況報告書</u>	<u>別記様式11-3号</u>
<u>4 優良苗木生産推進事業</u>	
(1) 優良苗木生産推進事業補助金交付申請書	別記様式12-1号
(2) 優良苗木生産推進事業実績報告兼補助金請求書	別記様式12-2号
(3) 優良苗木生産推進事業実施状況報告書	別記様式12-3号
(4) 優良苗木生産推進事業目標達成状況報告書	別記様式12-4号
(5) 優良苗木生産推進事業における改善計画報告書	別記様式12-5号
(6) 優良苗木生産推進事業収益状況報告書	別記様式12-6号
<u>5 果樹種苗増産緊急対策事業</u>	
(1) 果樹種苗増産緊急対策事業補助金交付申請書	別記様式13-1号
(2) 果樹種苗増産緊急対策事業実績報告兼補助金請求書	別記様式13-2号
(3) 果樹種苗増産緊急対策事業実施状況報告書	別記様式13-3号
(4) 果樹種苗増産緊急対策事業目標達成状況報告書	別記様式13-4号
(5) 果樹種苗増産緊急対策事業における改善計画報告書	別記様式13-5号
(6) 果樹種苗増産緊急対策事業収益状況報告書	別記様式13-6号
<u>6 花粉専用園地育成推進事業</u>	
(1) <u>花粉専用園地育成推進事業</u> 補助金交付申請書	(略)
(2) <u>花粉専用園地育成推進事業</u> 実績報告兼補助金支払請求書	
(3) <u>花粉専用園地育成推進事業</u> 実施状況報告書	
(4) <u>花粉専用園地育成推進事業</u> 目標達成状況報告書	
(5) <u>花粉専用園地育成推進事業</u> における改善計画	
<u>7～14</u> (略)	(略)

(果樹産地再生支援対策の実施計画の手続等)

第2条の2 令和4年8月3日からの大雨対応産地緊急支援事業実施要領 (令和4年9月21日付け4農産第2550号 農林水産省農産局長。以下「緊急支援要領」という。) に基づく業務方法書第41条の事業 (以下、「果樹産地再生支援対策」という。) の実施手続は、緊急支援要領別記の第3のほか、次によるものとする。
(1) 実施計画の承認の手続は、業務方法書第25条 (整備事業の実施計画の手続き) に準じて行うものとする。

各取組を実施する旨をチェックリストに整理して本会に提出するとともに、提出されたチェックリストを保管するものとする。

削 除

(政策の重要度の指標及びポイント等)

第3条 業務方法書第43条の政策の重要度の指標は、次のとおりとし、各指標毎に付与すべきポイントについては、偏差値換算した各指標値に指標毎の加重平均ウエイトを乗じて算定する。

(1)～(6) (略)

(7) 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に定める地域計画)の策定状況(加重平均ウエイト:0.5割)
果樹に係る地域計画が策定されていることを指標とする。

2 補助金の配分に当たっては、産地協議会毎に前項の指標毎のポイントを積み上げた合計ポイントに基づき算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとするが、省力樹形の導入に係る整備事業又は機構等が支援対象者となる整備事業の対象園地、あるいはスマート農業技術に対応した生産方式の変革に取り組む整備事業の対象園地については、100%を配分するものとする。

(同一品種改植への支援)

第4条 (略)

(都道府県法人等の配分額への前々年度の執行率の反映)

第5条 (略)

(水田農業高収益化に向けた取組の優先採択)

第6条 (略)

(果樹農業の振興を図るための基本方針に基づく施策を実行する団体等への配慮)

第7条 (略)

第8条 削除

(果樹先導的取組支援事業の実施手続き等)

第9条 (略)

(2) 補助金交付の申請手続は、業務方法書第29条(補助金の交付の申請)に準じて行うものとする。

(3) 実績報告及び補助金の交付の手続は、業務方法書第32条(整備事業の実績報告及び補助金の交付)に準じて行うものとする。

(4) 支援対象者は、別記の第1の1の取組に関する事務を生産出荷団体に委任することができるものとする。

2 果樹産地再生支援対策の実施に係る手続及びその様式は、下表のとおりとする。

<u>果樹産地再生支援対策</u>	
<u>(1) 果樹産地再生支援対策実施計画の(変更)協議</u>	<u>別記様式7-1号</u>
<u>(2) 果樹産地再生支援対策補助金の(変更)交付申請</u>	<u>別記様式7-2号</u>
<u>(3) 果樹産地再生支援対策実績報告兼補助金支払請求</u>	<u>別記様式7-3号</u>
<u>(参考) 果樹産地再生支援対策実施計画の(変更)承認申請</u>	<u>参考様式17-1号</u>
<u>(参考) 果樹産地再生支援対策補助金の(変更)交付申請</u>	<u>参考様式17-2号</u>
<u>(参考) 果樹産地再生支援対策実績報告兼補助金支払請求</u>	<u>参考様式17-3号</u>

(政策の重要度の指標及びポイント等)

第3条 業務方法書第43条の政策の重要度の指標は、次のとおりとし、各指標毎に付与すべきポイントについては、偏差値換算した各指標値に指標毎の加重平均ウエイトを乗じて算定する。

(1)～(6) (略)

(7) 革新計画(次世代につなぐ営農体系確立支援事業により策定した計画)の策定の有無(加重平均ウエイト:0.5割)
革新計画の対象地域が産地協議会全域を対象としており、かつ、革新計画が果樹を対象とし、事業との連携が適切であることを指標とする。

2 補助金の配分に当たっては、産地協議会毎に前項の指標毎のポイントを積み上げた合計ポイントに基づき算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとするが、省力樹形の導入に係る整備事業又は機構等が支援対象者となる整備事業の対象園地については、100%を配分するものとする。

(同一品種改植への支援)

第4条 (略)

(都道府県法人等の配分額への前々年度の執行率の反映)

第5条 (略)

(水田農業高収益化に向けた取組の優先採択)

第6条 (略)

(果樹農業の振興を図るための基本方針に基づく施策を実行する団体等への配慮)

第7条 (略)

第8条 削除

(果樹先導的取組支援事業の実施手続き等)

第9条 (略)

別表1 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換等 ア 改植・新植	<p>(ア) 補助対象となる経費 (略)</p> <p>(イ) 補助率及び植栽密度の下限 a (略) b 補助対象とする植栽密度の下限は次のとおりとする。 (a) 慣行樹形への改植・新植 ①～⑥ (略) (b) (a)及び(b)に区分が設けられていない品目や植栽方法に該当する場合の補助対象となる植栽密度は、農産局長に協議の上、公的な試験データなどを参考として個別に妥当な水準を判断することとする。 (c) (略)</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 同一品種の改植 実施細則第4条に該当する場合を除き、業務方法書第18条の(1)のウの実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であって、かつ次のいずれかの場合とする。 ① (略) ② 省力的な植栽方法 ③ りんごのわい化栽培 (慣行樹形からの改植に限る。) ④ 産地計画に生産性向上が期待される技術として位置づけられている技術を導入する場合 ⑤ 産地計画に位置づけられた優良系統 (同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常系統と異なる優良な特性を持つとして通常系統と区分されて取引されている苗木を用いるものをいう。以下同じ。)を導入する場合 ⑥ 自然災害又は通常管理では防ぐことができない病虫害・生理障害による被害が発生した園地にあつては、すでに生産性の向上が期待される技術が導入されている場合、又は、産地計画に記載されている優良品目・品種が植栽されている場合 ⑦ 業務方法書第56条第1項に定める整列樹形</p> <p>(キ)～(ス) (略)</p> <p>(セ) 業務方法書第18条第1号のウに規定する省力樹形の導入に係る改植・新</p>

別表1 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換等 ア 改植・新植	<p>(ア) 補助対象となる経費 (略)</p> <p>(イ) 補助率及び植栽密度の下限 a (略) b 補助対象とする植栽密度の下限は次のとおりとする。 (a) 慣行樹形等への改植・新植 ①～⑥ (略) (b) (a)及び(b)に区分が設けられていない品目で省力樹形に該当する場合の補助対象となる植栽密度は、農産局長に協議の上、公的な試験データなどを参考として個別に妥当な水準を判断することとする。 (c) (略)</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 同一品種の改植 実施細則第4条に該当する場合を除き、業務方法書第18条の(1)のウの実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であって、かつ次のいずれかの場合とする。 ① (略) (新設) ② りんごのわい化栽培 (慣行樹形からの改植に限る。) ③ 産地計画に生産性向上が期待される技術として位置づけられている技術を導入する場合 ④ 産地計画に位置づけられた優良系統 (同一品種の中で、高糖度系、着色系統、収穫時期が早い等の当該品種の通常系統と異なる優良な特性を持つとして通常系統と区分されて取引されている苗木を用いるものをいう。以下同じ。)を導入する場合 ⑤ 自然災害又は通常管理では防ぐことができない病虫害・生理障害による被害が発生した園地にあつては、すでに生産性の向上が期待される技術が導入されている場合、又は、産地計画に記載されている優良品目・品種が植栽されている場合 ⑥ 業務方法書第56条第1項に定める整列樹形</p> <p>(キ)～(ス) (略)</p> <p>(セ) 業務方法書第18条第1号のウに規定する省力樹形の導入に係る改植</p>

	<p>植への申請に当たり、産地協議会は、以下の a に加えて、b 又は c のいずれかが確認できる試験結果若しくは事例を本会に提出するものとする。ただし、持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の 1 の (1) のイにおいて、定額とされているものを除く。</p> <p><u>また、同第 18 条第 1 号のエに規定する省力的な植栽方法の導入に係る改植・新植への申請に当たり、産地協議会は、以下の a から c までのいずれかが確認できる試験結果もしくは事例を本会に提出するものとする。</u></p>
	a ~ c (略)
イ 高接	(略)
(2) ~ (5)	(略)
2 推進事業	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
大苗育苗ほの設置	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
3 推進事務費	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

別表 2 (果樹未収益期間支援事業関係)
(略)

別表 3 (未来型果樹農業等推進条件整備事業関係)
(略)

	<p>・新植への申請に当たり、産地協議会は、以下の a に加えて、b 又は c のいずれかが確認できる試験結果若しくは事例を本会に提出するものとする。ただし、持続的生産要領 I の第 1 の 1 の (3) のアの表の 1 の (1) のイにおいて、定額とされているものを除く。</p>
	a ~ c (略)
イ 高接	(略)
(2) ~ (5)	(略)
2 推進事業	
<u>(1) 労働力調整システムの構築</u>	(略)
<u>(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築</u>	(略)
<u>(3) 大苗育苗ほの設置</u>	(略)
<u>(4) 省力技術活用等による生産技術体系構築</u>	(略)
<u>(5) 販路開拓・ブランド化の推進強化</u>	(略)
<u>(6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証</u>	(略)
<u>(7) 産地の構造改革・生産基盤強化等検討会</u>	(略)
3 推進事務費	(略)
<u>4 果樹産地再生支援対策</u>	(略)
<u>5 支援対象者</u>	(略)

別表 2 (果樹未収益期間支援事業関係)
(略)

別表 3 (未来型果樹農業等推進条件整備事業関係)
(略)

(削除)

別表4 (苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	持続的生産要領Ⅱの第1の <u>1の(10)</u> に掲げる経費
2 補助率	定額又は2分の1以内

別表5 (苗木安定確保対策事業のうち果樹種苗増産緊急対策事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	持続的生産要領Ⅱの第 <u>1の2の(9)</u> に掲げる経費
2 補助率	定額又は2分の1以内
3 1地区当たり補助金額の上限	1千万円

別表6 (花粉安定確保対策事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	持続的生産要領Ⅱの第 <u>2の4</u> に掲げる経費
2 補助率	定額又は2分の1以内

別表7 (果汁特別調整保管等対策事業関係)
(略)

別表8 (果実加工需要対応産地強化事業のうち中価格帯・加工専用果実生産支援事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
1 中価格帯・加工専用果実生産支援事業	(1) 補助対象となる経費 ア～イ (略) <u>(削除)</u> (2) 補助率 定額 (ただし、一事業者当たり合わせて <u>190</u> 万円を上限とする。)

別表4 (新品目・新品種導入実証等事業関係)
(略)

別表5 (優良苗木生産推進事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	持続的生産要領Ⅱの第1の <u>10</u> に掲げる経費
2 補助率	定額又は2分の1以内

別表6 (果樹種苗増産緊急対策事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	持続的生産要領Ⅱの第 <u>2の9</u> に掲げる経費
2 補助率	定額又は2分の1以内
3 1地区当たり補助金額の上限	1千万円

別表7 (花粉専用園地育成推進事業関係)

項目	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	持続的生産要領Ⅱの第 <u>3の4</u> に掲げる経費
2 補助率	定額又は2分の1以内

別表8 (果汁特別調整保管等対策事業関係)
(略)

別表9 (果実加工需要対応産地強化事業のうち中価格帯・加工専用果実生産支援事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
1 中価格帯・加工専用果実生産支援事業	(1) 補助対象となる経費 ア～イ (略) <u>ウ 事業成果の報告会及び交流会等の開催に要する経費</u> (2) 補助率 定額 (ただし、 <u>(1)のア及びイについては</u> 、一事業者当たり合わせて <u>200</u>

	<p>(3) ～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の公募</p> <p><u>事業実施者</u>は、公募要領を定めて公募を行い、外部有識者を含めた選定委員会による審査を経て、実施候補者を決定するものとする。</p>
--	---

	<p>万円を上限とする。)</p> <p>(3) ～(4) (略)</p> <p>(5) 事業の公募</p> <p><u>(1)のア及びイの実施者</u>は、公募要領を定めて公募を行い、外部有識者を含めた選定委員会による審査を経て、実施候補者を決定するものとする。</p>
--	--

別表 9 (果実加工需要対応産地強化事業のうち国産果実競争力強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
国産果実競争力強化事業	<p>(1) 補助対象経費 ア～オ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 補助率 (1)のアの経費については定額、(1)のイ及びエの経費については3分の1以内、(1)のウ<u>及び</u>オの経費については2分の1以内</p> <p>(3) 事業実施者 業務方法書第108条第2項に定める事業実施者については、以下のとおりとする。</p> <p>(1)のア～ウについては、国産かんきつ果汁製造業者等</p> <p>(1)のエ<u>及び</u>オについては、全ての国産果樹の加工業者等</p>

別表 10 (果実加工需要対応産地強化事業のうち国産果実競争力強化事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
国産果実競争力強化事業	<p>(1) 補助対象経費 ア～オ (略)</p> <p><u>カ 国産果実の春期供給強化に向けた長期貯蔵技術の普及に要する経費</u></p> <p>(2) 補助率 (1)のアの経費については定額、(1)のイ及びエの経費については3分の1以内、(1)のウ、<u>オ及びカ</u>の経費については2分の1以内</p> <p>(3) 事業実施者 業務方法書第106条第2項に定める事業実施者については、以下のとおりとする。</p> <p>(1)のア～ウについては、国産かんきつ果汁製造業者等</p> <p>(1)のエ、<u>オ及びカ</u>については、全ての国産果樹の加工業者等</p>

別表 10 (果実加工需要対応産地強化事業のうち加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業	<p>(1) 補助対象経費 (略)</p> <p>(2) 補助率 定額 ア (1)のアの経費については、一事業実施者あたり700万円を上限とする。 イ～エ (略)</p> <p>(3) 事業実施に当たっての留意事項 (略)</p>

別表 11 (果実加工需要対応産地強化事業のうち加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業	<p>(1) 補助対象経費 (略)</p> <p>(2) 補助率 定額 ア (1)のアの経費については、一事業実施者あたり800万円を上限とする。 イ～エ (略)</p> <p>(3) 事業実施に当たっての留意事項 (略)</p>

別表 11 (果実輸送技術実証支援事業関係)
(略)

別表 12 (パインアップル構造改革特別対策事業関係)

別表 12 (果実輸出支援強化事業関係)
(略)

別表 13 (パインアップル構造改革特別対策事業関係)

(略)

別表 1.3 (国産花粉緊急確保実証事業関係)
(略)

別表 1.4 (果樹先導的取組支援事業関係)
(略)

別表 1.5 (花粉供給緊急対策支援事業関係)
(略)

別紙 1 環境負荷低減チェックシート

(略)

別表 1.4 (国産花粉緊急確保実証事業関係)
(略)

別表 1.5 (果樹先導的取組支援事業関係)
(略)

別表 1.6 (花粉供給緊急対策支援事業関係)
(略)

(新 設)

附則 この実施細則の変更は、令和6年4月1日から施行する。